(4)　委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5)　(4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び様式第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6)　現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(7)　(2)及び(4)の申請並びに(6)の届出は、委員会事務局に提出するものとする。

5　漁獲実績報告書等

(1)　3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び様式第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(2)　3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者で、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合は、別記様式第五号の三及び様式第五号の四による採捕尾数報告書を提出しなければならない。

(3)　(1)の規定にかかわらず、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第十七条第三項に定める採捕の数量が各都道府県の知事に報告され、国にも報告される場合には、(1)の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

6　承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

7　承認の取消し等

(1)　委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2)　委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ　3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載（4の変更に該当する場合は除く。）されていることが明らかになった場合

ロ　法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

8　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から平成三十二年七月三十一日までとする。

9　その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表

道県名	漁業名
北海道	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業（海区承認）
青森県	まぐろはえなわ漁業（海区承認）
沖縄県	まぐろはえ縄漁業（知事許可）

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

年　月　日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　殿

住所：
氏名（漁協又は法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名）：　㊞

様式第一号の二に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。

※漁船原簿謄本を提出する場合、下記を記載しないこと。

様式第一号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年　月　日

確認者：職・氏名　㊞